

令和8年度 流山市高齢者向け保健・福祉サービス一覧

サービス名	内 容	対 象 者	費 用	提供限度	担当課
成年後見人等報酬助成	成年後見制度の利用にあたり、第三者後見人等への報酬費用の支払いが困難な方に対して、報酬費用の全部または一部を助成するもの	本市が介護保険の保険者である方等で①②いずれかに該当する方 ①生活保護受給者 ②市民税の均等割が課されていない、又は免除されている方で、預貯金100万円未満である方	無料	家庭裁判所が決定した報酬額のうち①②を上限に助成 ①在宅等の場合 28,000円/月 ②施設入所者等又は長期入院の場合 18,000円/月	高齢者支援課
難聴高齢者補聴器購入費用助成	加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器の購入費の一部を助成するもの	①～④すべてを満たす方 ①市内に居住し、住民基本台帳に登録された満65歳以上の方 ②市民税が非課税世帯または均等割りのみ課税世帯の方 ③聴覚障害による身体障害者手帳の対象（高度難聴以上）とならない方 ④補聴器相談医または身体障害者福祉法に定める15条指定医を受診し、本事業の所定の基準を満たす証明書を受けた方	診察料及び証明書料等は申請者負担	助成上限額30,000円 (一人1回限り)	高齢者支援課
ながいき100歳体操の取り組み支援	高齢者の自主的な介護予防活動を推進するため、重錘ベルト（おもり）を使用して行う「ながいき100歳体操」に取り組むグループの支援	65歳以上の市民の3名以上で構成するグループ	無料	随時	高齢者支援課
給食サービス	食生活の充実と健康保持のための食事の配達	65歳以上の高齢者のみで生活している市民で、家族全員が食事を調達することが困難な方	生活保護又は市民税非課税世帯の方：1食あたり税込350円 それ以外の方：1食あたり税込498円	週3回以内（昼食または夕食）	高齢者支援課
住宅改造費助成	高齢者等の自立促進、介助に適した住環境づくりの支援	下記の①、②のどちらかに該当する方 ①日常生活を営む上で移動・歩行に支障がある65歳以上の方で、介護保険法の要介護（要支援）認定を受けている方 ②要介護（要支援）認定や身体障害者手帳の交付を受けていない、75歳以上の方 ②は手すり設置工事のみが対象 *着工前に市役所への事前申請が必要 助成対象工事は市内事業者が請け負った工事に限る	工事額に応じた自己負担あり	改造費の2分の1 20万円限度	高齢者支援課
外出支援サービス	居宅等の入口から利用施設等（病院・診療所への通院、介護保険施設のサービスの利用、ケアプラン作成依頼の相談等）の入口までの間の移動、乗降の介助（手を添える程度）	市民税非課税世帯で要支援1以上の認定等を受けており、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。	利用1回 300円	月4回以内 (片道1回30分以内) 利用時間：午前9時～午後5時	高齢者支援課
訪問理美容サービス	訪問による理美容サービスの提供。原則として、理美容所の休業日に当たる日（理容は月曜日、美容は火曜日）、利用時間（午前9時～午後5時）	寝たきりなどで、理容店、美容店に出向くことの困難な概ね65歳以上の市民	理美容の技術料等の負担（訪問の費用無料）	年6回 (年度途中からの利用回数は別に定める)	高齢者支援課
緊急通報装置（消防署対応方式）の給付	緊急通報装置、高齢者福祉電話の給付又は貸与	概ね65歳以上のひとり暮らしまたはそれに準ずる市民で発作を生じる病気のある方	所得による	各1台	高齢者支援課
緊急通報システム（民間事業者対応方式）の貸与	緊急通報システムの貸与	①～④すべてを満たす方 ①市内に在住し、住民基本台帳に登録された75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方またはそれに準ずる方 ②介護保険における「要介護1～5」の認定を受けた方または重度障害者※の方 ※重度障害者…身体障害者手帳1・2級、療育手帳○Aの1、○Aの2、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを有する方 ③市民税が非課税世帯または均等割りのみ課税世帯の方、生活保護世帯の方 ④ALSOKに自宅の鍵を1本預けることができる方	1,000円/月（税込） 電話回線がない方は別途1,100円/月（税込）	各1台	高齢者支援課
寝具乾燥サービス	布団の乾燥及び消毒	寝具を乾燥することが困難な概ね65歳以上の高齢者のみ世帯の市民	無料	月2回	高齢者支援課
高齢者等市内移動支援バス事業	市内で運行している事業所の送迎バスに無料で乗降できるパスカードの交付	65歳以上の市民でおひとりでバスに乗降できる方	無料	パスカード発行(随時)	高齢者支援課
地域支え合い活動推進事業	安心して暮らし続けることのできる地域社会づくりのため、地域での「支え合い活動」（日常的な見守りや災害時の避難支援など）を行う自治会に対象者名簿の提供	①75歳以上のみの世帯に属する方 ②身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方 ③その他支援を必要とする方で申出があった方	無料	・対象要件の方には、市から登録希望の調査票を送付しています。 ・登録を希望する方の随時申出も可能です。	福祉政策課
救急情報セット配布	緊急連絡先や医療関係情報を記載した救急情報カードを自宅冷蔵庫に保管し、緊急時迅速に医療活動を行えるよう備えるもの	①65歳以上のみの世帯に属する方 ②障害者手帳の交付を受けている方 ③その他必要とする方	無料	1世帯につき1本	福祉政策課
救助笛の配布	住所・氏名・緊急連絡先を記入できるカードを内蔵した信号用の笛を配布	①65歳以上のみの世帯に属する方 ②障害者手帳の交付を受けている方 ③その他必要とする方	無料	1人1本	福祉政策課
流山市高齢者等ごみ出し支援事業	集積所までごみを出すことができない事情を持つ高齢者等の方のごみ等の戸別収集	次の項目をすべて満たした市民 ①ごみ等を自らごみ集積所まで排出することが困難な方 ②ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方 ③次のいずれかに該当する方 (1)介護保険法に基づき要支援若しくは要介護と認定された方又は同等の状態と認められる方で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の方によって構成されている世帯 (2)ひとり暮らしの障がい者又は障がい者のみで構成されている世帯	無料	週1回 (収集日は地域によって異なります。)	クリーンセンター
流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援事業	介護や障害等で日常的に紙おむつを使用している世帯に、紙おむつの排出に使用していると想定される差分の流山市指定ごみ袋の一部支援するもの 支給するもの：流山市家庭用指定ごみ袋・燃やすごみ30リットルサイズを1年で30枚	介護や障害等で日常的に紙おむつを使用している方で、申請書により申請していただき、市が確認し対象者と認められる方	無料	1年度に1回	クリーンセンター
流山ぐりーんバス高齢者割引	流山ぐりーんバスの運賃半額	流山ぐりーんバス高齢者割引証を提示した75歳以上の流山市民		限度無し	まちづくり推進課
高齢者免許返納一時金制度	タクシー利用助成券又は路線バス高齢者向け特定期乗車券の購入助成券の交付（いずれも10,800円分）	①運転経歴証明書取得時点で75歳以上の方 ②市内在住の方		1人1回	まちづくり推進課

【問い合わせ先】

高齢者支援課 04-7150-6080 福祉政策課 04-7196-6605
クリーンセンター 04-7157-7411 まちづくり推進課 04-7150-6090